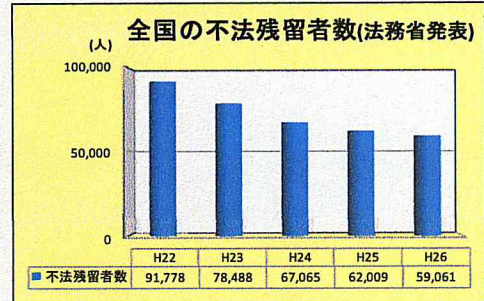


不法就労・不法滞在防止にご協力を！

姫路警察署
飾磨警察署
網干警察署

●全国の不法残留者数

我が国の不法残留者数は、約5万9,000人（H26.1.1現在）で、昨年の約6万2,000人に比べ減少していますが、就労目的で来日する外国人は依然として多く、不法に就労する者も少なくありません。さらに、不法就労するよりも効率的に金銭を得るために、他の犯罪に手を染めるようになる者もいます。



●在留資格・在留期限の確認を！



外国人を雇用する際には「在留カード」「旅券」等をよく見て、不法滞在者ではないか、働くことができる在留資格であるかなど確認して、不法就労にならないよう注意してください。

★ポイント1

在留カードの有無を確認してください。
※特別永住者の方を除き、在留カードを持っていない場合は原則として就労できません。

★ポイント2

在留カード表面の「就労制限の有無」欄を確認してください。

★ポイント3

在留カード裏面の「資格外活動許可欄」を確認してください。

※ 在留カードを所持していなくても就労できる場合があります。

- 旅券に後日在留カードを交付する旨の記載がある場合
- 在留カードへの切替えを済ませていない場合
- 「3月」以下の在留期間が付与された場合

これらの場合については、旅券や外国人登録証明書等で就労できるかどうかを確認してください。

就労活動が認められていない在留資格

「文化活動」 日本文化の研究者等 「短期滞在」 観光客、会議参加者等
「留学」 大学、短期大学等の学生 「研修」 研修生
「家族滞在」 就労外国人等が扶養する配偶者・子

注 「資格外活動」の許可を得ている場合には、許可された範囲で就労することができます。

●来日外国人を対象とした地域安全活動の推進

姫路3署（姫路・飾磨・網干）では、不法就労・不法滞在等の来日外国人犯罪の取締りのほか、来日外国人を雇用し、又は技能実習生を受け入れている企業等を通じて不法就労防止を呼びかけています。また、外国人従業員・技能実習生等に対して、事件・事故等の被害に遭わないためのアドバイスなどの活動を行っています。

